

厚生労働省
東京労働局発表
平成 30 年 6 月 19 日

担当	東京労働局労働基準部安全課 課長 直野 泰知 主任安全専門官 関 憲生 電話 03(3512)1615
----	--

東京都内の労働災害が増加

～平成 29 年労働災害発生状況（確定値）～

東京労働局（局長 前田芳延）では、このたび平成 29 年の東京都内の労働災害の発生状況を取りまとめましたので、公表します。

〈ポイント〉

1 死亡災害発生状況

労働災害による死亡者数は 66 人で、平成 28 年と比べて 8 人(13.8%)増加した。

このうち 4 割強の 28 人が建設業に従事しており、建設業の約半数にあたる 13 人は「墜落・転落」によるものであった。

建設業以外では、運輸交通業(10 人)、その他の三次産業※ (10 人)、清掃と畜業 (7 人)、商業 (7 人)、などとなっている。

※「その他の三次産業」は、金融業、警備業などである。

2 死傷災害発生状況

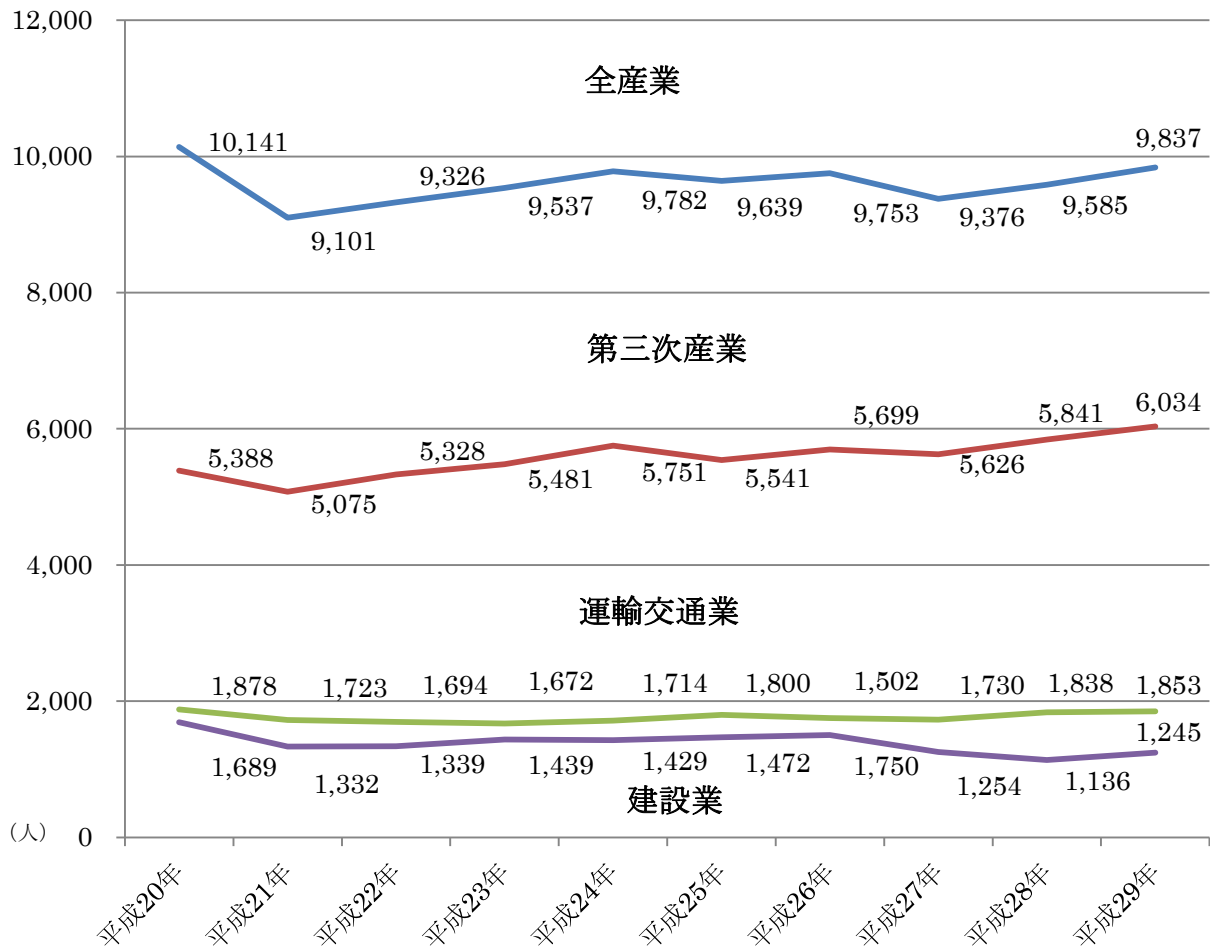
休業 4 日以上の死傷者数は 9,837 人で、平成 28 年と比べて 252 人(2.6%)増加した。

業種別にみると、運輸交通業(1,705 人)、その他の三次産業(1,690 人)、商業(1,668 人)、建設業 (1,245 人)、保健衛生業(1,001 人)の順となっている。

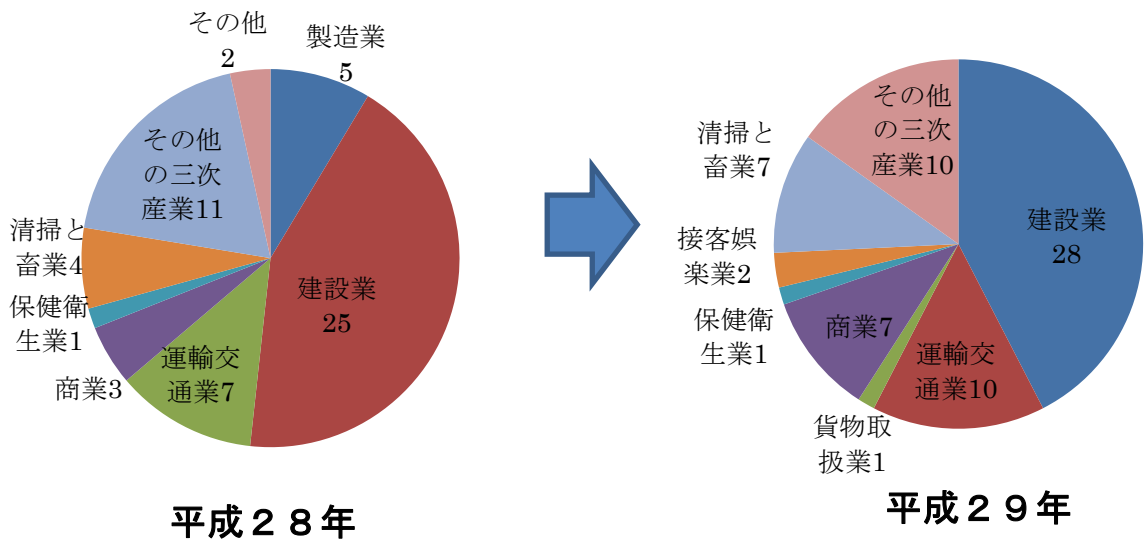
3 今後の取組

東京労働局では、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間を計画期間とする第 13 次労働災害防止計画を策定したところであり、今後、同計画に基づき、関係事業者に対する指導や働きかけを行うこととしている。

過去10年間の死傷災害（休業4日以上）の推移



死亡災害の推移（対前年比較）



1 災害発生状況の分析

(1) 死亡災害

死亡災害は、建設業、運輸交通業、清掃と畜業でいずれも3人増加し、製造業では5人減少した。なお、製造業においては、初めて死亡災害ゼロとなった。

事故の型別にみると、「墜落・転落」(28人)、「交通事故(道路)」(9人)の順となっているが、「墜落・転落」は、平成28年と比べて9人増加した。

(2) 死傷災害

死傷災害は、建設業で9.6%、清掃と畜業で9.5%、その他の三次産業で8.9%増加した一方、製造業では8.2%減少した。

事故の型別にみると、「転倒」が23.9%、「動作の反動・無理な動作」が17.1%、「墜落・転落」が16.9%、「交通事故(道路)」が9.0%、「はさまれ・巻き込まれ」が8.5%、「切れ・こすれ」が5.4%の順となっている。

(3) 業種別の災害発生状況

【製造業】

死傷者数は639人と前年に比べ8.2%減少し、「はさまれ・巻き込まれ」など重篤な災害は発生しているものの、死亡災害は発生していない。

事故の型別にみると、「はさまれ・巻き込まれ」が29.4%を占めており、他業種に比べ高い割合となっている。「はさまれ・巻き込まれ」のうち約8割は機械設備によるものであり、異物を除去しようとして機械にはさまれたり巻き込まれたりする災害も発生している。

「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止のためには、機械設備の本質安全化の促進とともに、掃除やメンテナンスなどの非定常時の際には、機械を止めた上で作業を行うことを徹底することが必要である。

【建設業】

死傷者数は1,245人と前年に比べ9.6%増加し、死亡者数も前年に比べ3人増加して28人となった。

事故の型別にみると、「墜落・転落」が約32.5%を占め、他業種に比べ高い割合となっている。死亡者28人のうち13人が「墜落・転落」によるもので、中には、安全帯の未使用を原因とするものもある。

墜落・転落災害の防止のためには、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、安全帯の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置

を確実に講じることが必要である*。

※ なお、墜落防止用の個人用保護具については、より安全に作業を行うために、胴ベルト型でなくフルハーネス型の安全帯使用を義務付ける法令改正が進められているところである。

【運輸交通業】

道路貨物運送業の死傷者数は、917人と前年に比べ1.8%増加し、死亡者数も前年に比べ4人増加して7人となった。

一方、道路旅客運送業の死傷者数は、607人と前年に比べ6.5%減少し、死亡者数はゼロであった。

道路貨物運送業においては、「墜落・転落」が29.4%を占めており、荷台からの墜落や配送先の階段での転落の防止が課題となっている。また、「転倒」と「動作の反動・無理な動作」が合わせて31.6%となっており、荷物を取扱中の転倒や腰痛の防止も課題となっている。

道路旅客運送業においては「交通事故（道路）」が54.4%を占めており、交通労働災害の防止が課題となっている。

【第三次産業】

死傷者数は、6,034人と前年に比べ3.3%増加した。

清掃と畜等が9.5%、小売業が1.6%、社会福祉施設が0.3%増加した一方、飲食店は4.2%減少した。

第三次産業では、「転倒」及び「動作の反動・無理な動作」による災害で5割以上を占めているほか、「交通事故（道路）」が7.6%と他業種に比べ高い割合となっている。

（ア）小売業

死傷者数は、1,251人と前年に比べ1.6%増加した。

事故の型別にみると、「転倒」が32.1%、「動作の反動・無理な動作」が16.2%となっている。

小売業では、階段を含めた段差のある場面で転倒するケースが多いことから、転倒災害の防止が最重要課題である。

（イ）社会福祉施設

死傷者数は、766人と前年に比べ0.3%増加した。

事故の型別にみると、「動作の反動・無理な動作」が39.2%、「転倒」が30.4%

となっている。

腰痛を始めとする「動作の反動・無理な動作」及び「転倒」の防止が課題であり、また、50歳以上の高年齢労働者の被災割合が半数以上を占めていることから、高年齢労働者の災害防止も課題である。

(ウ) 飲食店

死傷者数は、678人と前年に比べ4.2%減少した。

事故の型別にみると、「転倒」が24.3%、「切れ・こすれ」が18.9%が、「高温の物等との接触」が18.0%となっている。

水や油で濡れた床面による転倒災害、包丁や食品加工用機械による切れ・こすれや火傷が多く、これらの災害の防止が課題である。

また、30歳未満の若年労働者の被災割合が約3割を占め、特に経験年数1年以下の労働者の被災割合が約5割を占めていることから、安全教育の充実を始めとした未熟練労働者の災害防止対策も課題である。

(エ) 清掃と畜業

死傷者数は、799人と前年に比べ9.5%増加した。そのうち、約7割はビルメンテナンス業であり、ビルメンテナンス業の死亡者数は、6人と前年と比べ4人増加している。

ビルメンテナンス業の死傷者のうち、「転倒」が43.9%、「墜落・転落」が25.3%を占めており、特に「墜落・転落」は平成28年と比べて14.9%増加した。

死亡災害においては、安全帯の未使用など、墜落防止措置が不十分であるケースが見られたところであり、墜落・転落のおそれがある高所作業においては、安全帯の使用を徹底するとともに、墜落・転落を防止するための安全措置を確実に講じることが必要である。

業種別の主な事故の型の発生割合

業種	墜落・転落	はさまれ・巻き込まれ	転倒	動作の反動・無理な動作	交通事故 (道路)
製造業 (639人に占める割合)	10.6%	29.4%	16.7%	13.0%	0.8%
建設業 (1,245人に占める割合)	32.5%	12.9%	12.0%	6.2%	2.7%
運輸交通業 (1,705人に占める割合)	18.3%	7.0%	12.7%	18.7%	23.0%
うち道路貨物 (917人に占める割合)	29.4%	9.5%	12.6%	19.0%	6.4%
うち道路旅客 (607人に占める割合)	4.6%	3.8%	13.5%	11.2%	54.4%
第三次産業 (6,034人に占める割合)	13.6%	5.7%	30.7%	19.4%	7.6%
うち小売業 (1251人に占める割合)	12.9%	6.2%	32.1%	16.2%	8.4%
うち社会福祉施設 (766人に占める割合)	4.3%	2.5%	30.4%	39.2%	8.1%
うち飲食店 (678人に占める割合)	7.7%	4.4%	24.3%	10.2%	4.3%
うち清掃業等 (799人に占める割合)	22.7%	8.4%	36.7%	14.1%	2.6%
全産業合計 (9,837人に占める割合)	16.9%	8.5%	23.9%	17.1%	9.0%

※ 典型的な労働災害の「事故の型」は以下のものです。

- ・転倒：通路や床などで足をすべらせたり、何らかのものにつまづいて転ぶ場合のほか、重機を運転していて、横転した場合があります。
- ・墜落・転落：高所から落ちて死傷するほか、はしごや階段などから足をすべらせた場合、車や重機を運転していて作業場や道路から落ちる場合があります。
- ・はさまれ・巻き込まれ：運転中の機械などに体の一部をはさまれたり、巻き込まれたりして死傷するほか、ドア、台車、荷物や資材などに手足や指をはさむ場合があります。
- ・動作の反動・無理な動作：腰痛のほか、ねんざを含みます。
- ・交通事故（道路）：交通事故のうち道路交通法適用の場合をいいます。

2 今後の東京労働局の取組

東京労働局では、第13次東京労働局労働災害防止計画を策定し、労働災害防止に係る取組を推進しているところです(計画期間:平成30年4月～平成35年3月)。

この計画では、

- ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工場の安全衛生対策
- ②本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
- ③「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

の3つの基本的な考え方に基づき、労働災害防止対策を推進することとしており、5年間で労働災害による死亡者数を15%以上減少させるなどを目標として掲げて、特に以下の対策に重点を置き取組を行います。

建設業

- ・ 墜落・転落災害防止対策の徹底
- ・ 建設現場と店社が一体となった安全衛生管理の徹底
- ・ 建設現場における「危険の見える化」の促進
- ・ 建設業界を取り巻く状況の変化を踏まえた指導、支援等の推進

第三次産業

- ・ 多数の店舗等を展開する企業における全社的な労働災害防止対策の推進
- ・ 労働災害を発生させた事業場に対する指導
- ・ 業界団体、関係行政機関等と連携した労働災害防止対策の周知啓発

運輸交通業

- ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底
- ・ 道路旅客運送業における交通労働災害の防止対策の周知啓発

また、東京労働局独自のロゴマーク及びキャッチフレーズを設定し、事業者、労働者などの関係者が安全に対する認識を共有する取組を進めます。

東京労働局第13次労働災害防止計画
ロゴマークとキャッチフレーズ



～ トップが打ち出す方針 みんなで共有
生み出す安全・安心 ～